

2024年 10月 31日

医療法人聖粒会 慈恵病院
理事長 蓮田 健 様

こうのとりのゆりかご 専門部会

はじめに

このたび『『こうのとりのゆりかご』第6期検証報告書に関する質問』を受け取りました。本来であれば直接お会いして話し合った方が良いのではないかとと思いますが、文書での回答を求められていますので、お答えします。

まず、先般の「こうのとりのゆりかご第6期検証報告書（以下「報告書」とする）」をまとめた委員は、「こうのとりのゆりかご専門部会（以下「専門部会」とする）」の発足時から継続していないため、部会の考え方に、どのような変遷があったかは記録からの情報になります。

そこで、この回答書を作成に当たり専門部会委員で話し合い、以下のような視点で検討することが重要という結論になりました。

なお、「こうのとりのゆりかご」は以下「ゆりかご」と表記します。

- ①0日死亡（子どもを出産したその日に子どもを殺してしまうこと）を防ぎたい
- ②①にも関連するが、虐待で子どもが死ぬことを防ぎたい
- ③ゆりかごに預け入れられた子どもが健康に育ち、幸せになってほしい
- ④ゆりかごに預けた親も幸せな人生を送ってほしい
- ⑤ゆりかごに預けられた子どもが、自分の出自や親のことを知りたいと思ったときには、できるだけ、その情報を伝えたい（出自を知る権利の保障）

なお、報告書はすでに公表されており、熊本市長から国（こども家庭庁）に提出されていることから、報告書の差し替えや変更は難しいと考えています。

以下、質問の項目順に回答させていただきます。

(1)「ゆりかご」や内密出産において産んだ母親の匿名性を容認されますか

(回答)

第6期においても妊娠したことを親や友人・知人に相談せず出産に至った女性がいます。妊娠ですら誰にも伝えない女性が出産したあと、その事実を誰かに伝えない可能性は高いと思います。0日死亡や新生児遺棄事件の報道を見るたび、「ゆりかごに預ければよかったのに」という感想を持ちます。

蓮田様も、「このような事件を少しでも減らしたい」との思いで、ゆりかごを設置・運営されてきたのではないかと拝察します。

つまり「実名を告げなければ、ゆりかごに預けられない」という制度では、ゆりかごの存在意義はないと思います。ゆりかごが「安心して預けられる」ものでないと、誰にも相談で

きないまま出産した子どもの0日死亡を減らすことはできないと思います。

一方、「はじめに」の⑤にあるように、預けられた子どもの出自を知る権利の保障も重要だと思います。「はじめに」の①は大前提ですが、⑤も重要だと考え、両者のバランスのとり方については、第7期においても一緒に検討できればと思います。

なお内密出産については専門部会の管轄外であることから、コメントは差し控えさせていただきます。

(2)「ゆりかご」や内密出産の代替方法をご教示ください

(回答)

『ゆりかご』は、①自宅等でお産することに伴い、例えばへその緒が首に巻き付くなどへの医療的な対応ができない等の子どもの生命に関する危険性、②出産後に『ゆりかご』に移送することに伴う危険性、③出産後の母体へのケアができない危険性、という3つの危険性を最初から抱える仕組み(システム)です。設置当初の議論は記録からになりますが、これらのリスクを抱えながら法務省が『ゆりかごへの預け入れは保護責任者遺棄罪に当たらない』との見解で、当時の熊本県が設置を認可し、同時に当専門部会が設置されたと認識しています。

上記の3つのリスクのうえで運用されている『ゆりかご』について、部会としての代替方法をお示しすることは管轄外だと思います。また内密出産についてのコメントは、差し控えさせていただきます

(3)虐待死2件につきまして検証し、再発防止策を提言されるご意向をお持ちでしょうか

(回答)

まず行政には「実施責任」という縛りがあります。ゆりかごから熊本市児童相談所に移され、その後、他の児童相談所に移管された子どもへの支援の実施責任は、その自治体が負うのです。そのため熊本市外に移管された子どもや保護者への支援の適否については専門部会の管轄外になるため、検証の対象にはなりません。

ただ一般論として、一度は「自分では育てられない」とゆりかごに預けた経緯がありますので、単に親元に戻しただけでは、子どもや保護者の幸せは保障されません。「自分では育てられない」と考えた要因の解消のためには多様な支援が必要です。少なくとも親子が暮らす市区町村の要保護児童対策地域協議会において「要支援家庭」と位置づけ、継続的な支援が必要と考えます。

(4)貴専門部会は「ゆりかご」を利用する女性の同意がない社会調査についても推奨なされますか

(回答)

まず、子どもの福祉に関する調査は児童福祉法により、児童相談所も市区町村にも認められており、警察の独占権限ではありません。ただし個々の事案について、どのような調査を行うのが適切なかの基準はなく、一般論とすれば「必要な範囲で」行うこととされています。

ゆりかごに預けた親は、「預け入れが一番いい方法」と考えていると推察されます。しかし子どもの生命と権利を守ることを使命とする児童相談所としては、「預け入れ（親子分離）が一番適切な方法か」を考えます。

例えば、預け入れの理由として多い「生活困難」であれば、「生活保護や生活困窮者支援法による支援があれば、預け入れ（親子分離）をしなくて済むのではないか」と考えるのが一般的です。つまり、「支援があれば預け入れ（親子分離）をしなくて済む」のか、「支援があっても親子分離は避けられない」状態なのかどうか、親自身に会って話を聞きたいと思うのは、適切な業務と思います。ただ保護者が児童相談所等の面会を拒否した場合、児童相談所等には話を聞くことを強制する手段はありません。

なお専門部会としては、熊本市の児童相談所であっても、その調査方法については検証の対象外と考えますので、コメントを差し控えさせていただきます。

（５）貴専門部会は母子のプライバシーに関する検討会の設置を推奨されますか

（回答）

個人情報保護法では、プライバシー（他人に知られたくない個人的な情報）については、知りえた機関は「本人の了解なしに外部に公表してはならない」と規定しています。ただし例外として、子どもの福祉に関する場合と、公共の利益のために必要な場合などがあります。

専門部会で話し合い報告書において指摘したのは、情報管理が民間病院の個人に委ねられている、公開の手続きや判断の基準が明確でない、という２点でした。

現在、貴院と熊本市との間で、この点を含めた出自に関する情報に関する検討会を持たれていると聞いておりますので、本専門部会としてはその結果を注視したいと思います。

（６）子どもに提供すべき「出自」を具体的にご説明ください

（回答）

言われるように出自に関する情報は多岐にわたり、また子ども自身が知りたいと思う内容にも差があることが想定されるため、明確にするのは難しいと思います。

ただ一般論としては、①父母の名前、②ゆりかごに預けた理由（親が自分で育てられないと考えた理由）、③父母やきょうだいの現在の状況、④父母の体格や性格、好きなもの、嫌いなもの、などが考えられます。また支援者からは、⑤アレルギー等の身体情報が求められています。

しかし、そのすべてが分からなくても、預けられた子どもに伝えたいメッセージがあります。報告書にも書いていますが、「あなたを生んだお母さん、お父さんのことは分からない。し

かし、お母さん、お父さんは、『あなたに生きてほしい、幸せになってほしい』と思って、ゆりかごに預けたと思うよ。だから私たちは、あなたが幸せになれるように全力で応援する」という思いを、慈恵病院、児童相談所、里親や乳児院・児童養護施設、特別養子縁組をした方々、みんなで子どもに伝えていただきたいと思います。

(7) 「安易」な預け入れとは、どのような状態を指すのでしょうか

(回答)

報告書で「安易」と想定した事例は、ご質問とは違っていると思います。

これまでの事例の中には、過去にゆりかごに預けた経験がある方が、今回の妊娠でも預け入れを予定した方がいました。また、すでに市区町村や児童相談所から支援を受けている方が「妊娠したことを言えない」という理由で預け入れられた方がいました。

これらの事例では、預け入れた親の問題より、預け入れざる負えない状況に追い詰めた支援者側の課題だと思っています。ソーシャルワークでは「支援の非対称性（支援者と被支援者が対等な関係でなく、支援者が被支援者を支配（コントロール）するような関係）」というのですが、支援者側に自省が求められる事態だと思っています。

説明が不十分だったと思います。

(8) 貴専門部会が「このとりのゆりかご」を利用する女性たちを混乱させている責任についてご見解をご教示ください

(回答)

第二義的な責任はマスコミにあると思いますが、第一義的な責任は専門部会にあります。

今まで回答してきた基本的な考え方や優先順序を報告書の中に明確に示せず、伝えたいメッセージを示せなかった責任は感じています。

(9) 安部部会長の現時点でのご方針につきましてご教示ください

(回答)

この回答は専門部会で検討しましたが、この回答書の通りとご理解ください。

(10) 第6期報告書の中で述べられている見解は、現委員のご総意と理解してよろしいでしょうか

(回答)

ご指摘の通り、第5期、第6期、そして現在の第7期において委員の交代があります。報告書の内容は第7期委員の総意とはいえませんが、この回答書は第7期委員で協議したものです。

以上、簡単ではございますが、回答させていただきます。